

現 行	改 正 案
<p>3 . 証券会社の監督事務</p> <p>3 - 4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項 (新設)</p> <p>3 - 4 - 1 取引一任勘定取引の適用除外の範囲</p> <p>証券会社の行為規制等に関する内閣府令第1条第1項第2号及び同項第3号における特定同意は、次に掲げる同意を含む。</p> <p>~ (略)</p> <p>3 - 4 - 2・3 - 4 - 3 (略)</p> <p>3 - 4 - 4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第8号について</p> <p>証券会社が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない</p>	<p>3 . 証券会社の監督事務</p> <p>3 - 4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項</p> <p>3 - 4 - 1 関係外国証券業者との取引一任勘定取引契約について</p> <p>証券会社の行為規制等に関する内閣府令第1条第1項第2号の規定に基づく契約の締結にあたっては、以下の点に留意して行うものとする。</p> <p>(1) <u>当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行する部門が、明確に分離されていること。</u></p> <p>(2) <u>法定帳簿の作成において、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により処理される必要があること。</u></p> <p>3 - 4 - 2 取引一任勘定取引の適用除外の範囲</p> <p>証券会社の行為規制等に関する内閣府令第1条第1項第3号及び同項第4号における特定同意は、次に掲げる同意を含む。</p> <p>~ (略)</p> <p>3 - 4 - 3・3 - 4 - 4 (略)</p> <p>3 - 4 - 5 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第8号について</p> <p>証券会社が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない</p>

現 行	改 正 案
<p>い場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 8 号の規定に該当するものとする。</p> <p>投資信託又は投資法人(<u>3 - 4 - 4</u>において「投資信託等」という。)の形態及び状況(名称、性格等)</p> <p>~ (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>3 - 4 - 5 ~ 3 - 4 - 7</u> (略)</p>	<p>い場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 8 号の規定に該当するものとする。</p> <p>投資信託又は投資法人(<u>3 - 4 - 5</u>において「投資信託等」という。)の形態及び状況(名称、性格等)</p> <p>~ (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>3 - 4 - 6 ~ 3 - 4 - 8</u> (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>4 . 外国証券会社の監督事務等</p> <p>4 - 3 外国証券会社の監督事務</p> <p>4 - 3 - 1 (略)</p> <p>4 - 3 - 2 外証法第 14 条第 1 項に規定する業務の規制に係る留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外証法第 14 条第 1 項において準用する証券取引法第 43 条第 2 号に規定する内閣府令で定める状況については、<u>3 - 4 の規定</u>に準ずるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>4 - 3 - 3 ~ 4 - 3 - 9 (略)</p>	<p>4 . 外国証券会社の監督事務等</p> <p>4 - 3 外国証券会社の監督事務</p> <p>4 - 3 - 1 (略)</p> <p>4 - 3 - 2 外証法第 14 条に規定する業務の規制に係る留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外証法第 14 条第 1 項において準用する証券取引法第 43 条第 2 号に規定する内閣府令で定める状況については、<u>3 - 4 - 3 から 3 - 4 - 5 までの規定</u>に準ずるものとする。</p> <p><u>(3) 外証法第 14 条第 2 項において準用する証券取引法第 42 条第 1 項ただし書に規定する内閣府令で定めるものについては、3 - 4 - 1 及び 3 - 4 - 2 の規定に準ずるものとする。</u></p> <p>4 - 3 - 3 ~ 4 - 3 - 9 (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>5 . 登録金融機関の監督事務</p> <p>5 - 3 登録金融機関の監督事務</p> <p>5 - 3 - 1 ~ 5 - 3 - 4 (略)</p> <p>5 - 3 - 5 <u>法第 65 条の 2 第 5 項において準用する法第 43 条第 2 号に規定する内閣府令で定める状況に係る留意事項</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>法第 65 条の 2 第 5 項において準用する法第 43 条第 2 号に規定する内閣府令で定める状況については、3 - 4 の規定に準ずるものとする。</u></p> <p>5 - 3 - 6 ~ 5 - 3 - 1 2 (略)</p>	<p>5 . 登録金融機関の監督事務</p> <p>5 - 3 登録金融機関の監督事務</p> <p>5 - 3 - 1 ~ 5 - 3 - 4 (略)</p> <p>5 - 3 - 5 <u>法第 65 条の 2 第 5 項に規定する業務の規制に係る留意事項</u></p> <p>(1) <u>法第 65 条の 2 第 5 項において準用し、令第 17 条の 4 の規定により読み替えて適用する法第 42 条第 1 項ただし書に規定する内閣府令で定めるものについては、3 - 4 - 1 及び 3 - 4 - 2 の規定に準ずるものとする。</u></p> <p>(2) <u>法第 65 条の 2 第 5 項において準用し、令第 17 条の 4 の規定により読み替えて適用する法第 42 条第 1 項ただし書に規定する法第 43 条第 2 号に規定する内閣府令で定める状況については、3 - 4 - 3 から 3 - 4 - 5 までの規定に準ずるものとする。</u></p> <p>5 - 3 - 6 ~ 5 - 3 - 1 2 (略)</p>